

第十三回 参議院内閣委員会 會議録第三十九号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午前十一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 成瀬 幡治君
委員 楠瀬 常緒君
横尾 龍君
竹下 豊次君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 勉夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君
運輸大臣 村上 義一君
建設大臣 野田 卯一君

政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局長 中川 融君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農務局長 清井 正君
農林省林務局長 壺井 玄剛君

運輸大臣官房長

運輸大臣官房長 間嶋大治郎君
運輸省官房長 荒木茂久二君
運輸省官房長 荒木茂久二君
運輸省官房長 荒木茂久二君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 友作君
常任委員 友作君

説明員

農林大臣官 立川 宗保君
運輸大臣官 谷 伍平君
建設大臣官 小林与三次君
農文書課長 小川 三郎君

本日の會議に付した事件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案等を議題とするつもりであります。

が、政府の側の都合がありまして、これをやめまして、便宜運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

に質疑をいたしては、す

が、本日はなお質疑を続行いたしたいと思ひます。委員諸君の御発言を請ひます。

政府にお尋ねしますが、原案に対し

まして衆議院の修正点があります。即ち「第三十三条第一項を次のように改

める」という中に第三号として「標準

木船運賃、標準回漕料又は標準木船賃

○説明員(谷伍平君) 只今の点につき

まして御説明申し上げます。運輸省設置

法の一部改正法案が衆議院において審

議中に議員提案でありますところの本

船運送法が通過成立いたしましたので、

でに公布されましたので、その関係で

この二十三条の第一項、これは本省の

海運局の所掌事務でございますが、そ

の中に同法によりまして「標準木船運

賃、標準回漕料又は標準木船賃渡料の

設定に關すること」という所掌事務を

新たに附加する必要があるといたした

時に、四十条の第一項、これは地方の

○三好始君 航空局に關連して航空機

の現状についての一応の御説明を伺い

たいのでありますが、例えば航空機の

生産登録、或いは乗組員の免許、或い

は飛行場の状況、飛行場に關しては駐

留軍關係の飛行場、或いは将来予備

隊、警備隊關係の飛行場は航空局との

關係で、どういふふうな取扱ひが予定

されておるか、こゝについて御説明を伺

たいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 終戦後から

引續いて日本人が航空機を所有し、又

整備し、運航することは全面的に禁止

され、航空機を所有することは全面的に禁止

されておりました。航空機の整備、又

運航等については、航空法の成立を必要

とする次第であります。この航空法に

基いて航空機の操縦又所有、整備等

を、又製造等が、特に安全に關する諸

種の検査証明等を航空法によつて処理

することに相成りました。航空法案も

すでに国会に提出して御審議を願つて

おるような次第であります。現在は航

空法ができません、まだ成立施行され

ませんが、故に、航空事業を起したい

という申請も受け付けない、航空機を所有

することなどできないという現状で

あるのであります。航空機の操縦者に

つきまして、また試験制度が航空法

によつて確立した後でないと、これら

の試験を行うことができないという現

状であります。言換へますれば、航空活動は全面的に認められてお

りますけれども、準備する法律がまだ

施行されませんために、占領治下に

おけるのと実態においては殆んど変り

ないという状態にあるのであります。

なお飛行場についての御質問が最後に

ありましたが、今、日米安全保障条

約に基いて行政協定の航空部門により

まされておる次第

であります。今後どういふ状態にな

るかというのを明確に申上げることが

できませんが、羽田のごとき日本の

空の門口というふうな飛行場は民間飛

行場として

建設されておる

のであります。

以上で本日の

會議は終了と

させていただきます。

委員長 河井 彌八君

理事 成瀬 幡治君

行として返附を受けるということは大體間違いないと考えておるのであります。今予備隊等に關連してお尋ねもありましたが、今後日本にあり、数十の飛行場につきましては、民間飛行と、そして駐留軍の飛行事務等と共用する場所が比較的多くなると思ふのであります。又極く一部分は駐留軍専用になると思ふのであります。ただそういつたような飛行場で日本の予備隊が他日飛行機を持つという場合に、どういふことになるかというところは、今まだ協定中にあるので明確にお答えすることができないのは誠に遺憾に存じます。

○委員長(河井彌八君) 運輸省設置法の一部改正案につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思ひます。御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) それでは次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○三好始君 現在の警察予備隊、それから保安庁法案に予定されている保安隊關係の施設を作つて行く工事は建設省との程度の關連性があるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 従来の警察予備隊關係の管轄は、警備部においてその多くの部分を受持つて来たのであります。今後は二十七年年度におきましても、引き続き警察予備隊、それが形が変れば保安庁關係の保安隊、そういうものになつて来ますが、そういう關係の工事が非常にたくさんございまして、これは原則として全部建設省の今後できまざる管轄局において主管をするというところに相成つております。

○三好始君 現在の警察予備隊にも施設を担当する局或いは課が置かれていと思ふのであります。それとの關係はどうなつておりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 大体におきまして、今の方針としては警察予備隊或いは保安隊内における警備關係の人員は、新しく警察予備隊を設置するといふようなことになりまして、その下調査がありまして、そのほかいろいろの方面から申請が出て来たり、申請と申しますか、各地から要望が出て来たり、ここに警察予備隊を作つてくれと、いろいろの要望が出て来ます。それに對します適地の調査等、相当手間のかかる問題があります。それから又作りましてあとにおきまして、その維持という仕事に相当ある。又いろいろの警備關係物件の何と言いますか、帳簿を作つてそれを整理するといふような仕事があるのであります。主としてそれに従事するといふことになると思ひます。

○三好始君 私は警察予備隊或いは保安庁法案に盛り込まれている保安隊、警備隊は恐らく實質的には軍隊的な機構だと考へてゐるわけでありまして、政府は警察として観念せられて從來説明をされて参りました。警察と申しまして、その内容において純然たる警察ではなくて、やはり軍隊としての性格の一面を持つてゐることは政府としても恐らくお認めになつてゐると思ふのであります。そういういたしますと、やはり或る程度施設について秘密を要するとか、一般の官庁管轄とは異つた性格が

そこに一応予想されるのであります。が、そういう場合にもやはり建設省が担当して行くといふ方針がとられるのがいいか、或いは直接に予備隊なり保安隊として担当して行くのがいいか、これは一つの問題ではなからうかと思ひます。これは予備隊、保安隊を合法的なもの、憲法に反しないものとして認めるとか、認めないといふことの立場を全く離れて、技術的に考へてのお尋ねでございまして、そういう問題が一応考へられると思ふのですが、これについての御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) どういふことがそういうお話のような点に該当するか具体的に我々はまだ頭に浮べることができませんが、警察予備隊なり、或いは保安隊の特殊性に鑑みまして、若しそういうふうな必要がありましてならば、そういう對策につきましては警察予備隊なり、保安隊自体でやるといふような考へ方をいたしております。

○栗橋勉夫君 ちよつと資料の請求をして置きたいのですが、法律案の附則の三項、ここにも出ておりますが、今度の機構改革を通じて、例えば所管外で總理府の所管のものが建設省の所管になる、或いは總理府の所管のものが大藏省の所管になる、こういうものが大分あるだろうと思ふ。又或るものは逆のものもあると思ふ。権限も從つて總理大臣から建設大臣或いは大藏大臣に行くものもある、それを一覽して見やすいような表を一つ頂戴するといふのですが。

○國務大臣(野田卯一君) 承知いたしました。

○栗橋勉夫君 ついでにちよつとお尋ねしておきますが、内務省時代から建設行政には技監というものがあつたと思ふのですが、これが今後廃止されてどういふような形になるか、その権限に変化はないか、從來これは技術官中最高峰であつたと思ふのでございまして、今後そういうものをなくして技術的な統率をうまく行くかどうか、この点御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 今回の機構改革におきましては、例えば通商産業省の通商監であるとか、或いは建設省の技監等のごとき、事務次官と局長との中間にあつて省務の全般を統理するといふ職務が指揮命令系統を簡明にし、責任体制を判然たらしめるという一般法則によりまして、これを廃止することにした。又技監は建設省の所管行政にかかるとはありますが、建設省の所管にかかるとはありますが、河川、道路、都市計画、建築等極めて多岐に亘つておりました、且つそれ々々専門化してゐるので、一人の技術者でこれを統理するといふことよりも、各種の技術の權威者を以て構成する合議制のしつかりした機關を内部に設けて、技術に關する重要事項を審査してきめて行くといふほうが適當と考へられましたので、今度技監制度を廃止する。その代りに最高の建設技術會議といふものを設けまして、建設省所管の技術行政といふものをこゝで十分審議いたしまして決定して、そしてそれに基づいてやつて行きたい、こういうふうなことにいたしました次第であります。

○栗橋勉夫君 そうすると、その會議は諮問的の機關ですか、或いは実施機關になりますか、どういふようなことになりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 技術上の重要事項はここにかけまして、こゝで審査いたしまして、こゝで決定して、それに基いてやつて行きたい、こういうふうな考へております。

○栗橋勉夫君 そうしますと、諮問機關であつて、それは大臣の諮問機關になりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 諮問機關と言ひます。私のほうは重要事項を必ずこれにかけるといふことに考へております。それでその決定したところ、最後の決定は御承知のように大臣にあるのですが、大臣はそれを極力尊重してやつて行きたい、こういうふうな考へております。

○栗橋勉夫君 何か運営に關する要綱のようなものを頂戴できますか。

○國務大臣(野田卯一君) この運営の要綱といふものは、今のところは建設技術會議に關する政令が出るのであります。それを今作つておりますが、併し政令も極く簡単なものであります。それほど詳細なものではないのであります。現在御承知のように、建設技術會議にはいろいろの技術上の重要なものは全部書類が廻つてゐるわけでありまして、それを技監が決定して、それを次官に廻して、それを大臣が決定するといふ形をとつてゐるのであります。が、そういう技術上の重要な事項につきましては、必ず會議に付しまして、會議で以てよろしいといふことになつたやつを大臣が決定する、こういうふうなことにいたしてあります。なお會議をどの程度開くか、常時開くか、或いは一週に一回開くかどうかといふ

ふうなことにしましては、実情に応じてやつて行きたいと思ひますし、勿論この會議には議長を置きまして、議長がこれを主宰する、それからメンバーは、建設省の土木研究所、建築研究所というのがありまして、その所長その他部内の技術的の最高峰に属する人を皆ここに召入れて、大体内閣関係では十人以内、そのほかに更に必要があれば臨時委員というふうなものを設けまして、部外の技術的な權威者をこれに参加させましてやつて行きたいと、こういうふうな考えております。

○栗栖越夫君 今日はこちらにおいでにならんかともありますので、大体内閣の御説明のようなものをちよつと書いてお配り頂きますといひのではないかと、思ひますが……。今ここに頂戴しました。それではもう一つお尋ねいたします。この議長というものはどなたがやるのですか。

○國務大臣(野田卯一君) これは私の個人の考えなんです、建設省には今技監があつて、そのほかに事務次官があつて、技術の最高峰の人が事務次官になるといふような場合が想定し得るわけでありまして。今は事務出身の人が事務次官をやつておりますが、この前のように岩沢忠恭君のような人が事務次官になるといふようなことがありまして、岩沢忠恭君のような練達の方であります、事務次官が議長を兼ねていいのではないかと。併しながら、事務次官が本當の事務系統の人であります、兼ねられませんか、部内の最高の技術者を以て議長に当てるというふうな考え方をいたしておるわけであり

○栗栖越夫君 そうすると、事実上は

それが昔の技監というふうなところから……。次官が事務出身の出身の人であつて、議長などには別に技術出身の最高峰の人をお据えになるといふような場合には、昔の技監に相当する人をその議長にお据えになつて思ふのです、それを事実上そうなるということとして解決してよろしいと思ひますか。

○國務大臣(野田卯一君) おおむねそういうことになると思ひます。○楠瀬常雄君 今の建設技術會議の構成であります、栗栖委員からお尋ねの議長の問題ですが、例えば事務次官でも技術上の非常に優秀な人がなつた場合には、議長はこれを兼ねてもよいような御説明であつたのであります、が、この建設技術會議の性質から言つて、そういう場合であつても事務次官と議長というものは別にしておくほうが、この技術會議を設けた趣旨に合うのではないでしようか、如何なものでしょうか。

○國務大臣(野田卯一君) まあ行政機構を簡素化するといふ意味合におきまして、これは合議体のものでありますから、議長は取りまとめ役といふことになると思ひます。最高權威の人が先ず事務次官になつて、技術官から出身の人が事務次官になつて、その最高權威がなつてと思ひます、その人にやつて頂いて、若しそれでやつて御心配のようないろ／＼な不便が生ずるとか、それがたまたま結果が生ずるといふようなことがありましたらば、それについては適當な処置を講じたかどうかと思ひます。これは先ほど申し上げましたように個人的な見解であります。

○楠瀬常雄君 今の御説明で多少わか

つたのですが、その点は十分お考え願ひませんと、まあ事務次官となれば、事務的に、場合によつては政治的に物事が考えられて行かなければならぬといふようなことになりまして、技術の權威といふものを曲げて行かなければならぬといふような場合もなきにしもあらずといふふうな考えです、で、私はやはり建設技術會議といふものを設ける趣旨から言ひますと、技術と事務といふものは截然と區別して行くといふ趣旨につきましては、将来この會議の運営の上におきまして十分お考え願ひたいという希望を持つております。

○竹下豐次君 現在の技監といふのは、技術に関する大方針といふような問題について意思表示をされるということ、これはもう當然だと思ひますが、そのほかにまだ、根本の方針といふようなことでなくして、例えばどこに大きな橋を架けるのか、道路をどこに部分をどうするといふような具体的な問題についての仕事もなすつておるのだらうと思ひますが、今度でいきます建設技術會議ではどの程度のことをおやりになるのであります。ただ根本方針だけについておやりになるのですか、それとも具体的にこの橋をどうするといふようなことまでおやりになるおつもりですか。

○國務大臣(野田卯一君) どこに橋を架けるかといふような問題であります、と、實際問題といたしましては、予算との關係があるのではないと思ひます。予算を請求する場合に、この橋とこの橋を架けたいから、これだけの予算を出してくれといふことになつて、それで大蔵省と、今まで安本も入つて

おつたのですが、そこでこれは待てと、この橋は認めるとか、予算折衝の過程においてきまるわけでありまして。その前の原案を作るときには、建設省の省議におきまして十分検討してきめるといふことになると思ひます。それから橋になりまして、その橋の架け方とか、高さとか、いろ／＼な問題が起つて参ります、そういうものにつきましては、これは建設技術會議に諮つてきめなければならぬと、こういう考え方を持つております。事實いろいろの問題がありますし、河川なら河川の改修といふことになりまして、工事の仕方といふことになりまして、これはなか／＼むずかしいのであります、大体内閣をとるときはその箇所をきめるだけで、どういふ方法で、どういふ順序で、どのくらいの間をかけるかといふことになりまして、これは技術のほうの大きな問題になつて参りますので、これはこの會議にかけ

てきめるといふことになつて来ると思ひます。

○三好始君 第五条の二として監察官を置くことになつておりますが、この監察官はどの程度の地位の人を充てる予定になつておりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 監察官は職の名としてあるわけでありまして、現在監察官の一番上の監察官は局長にちよつと下つた程度の人になつております。まあ局長と課長との間くらいに地位の人がその主任の監察官になつております。その下にいろ／＼な高さの監察官がいる、こういうことになつております。

○三好始君 これは文理解釈の問題なんです、第五條の二の二項に「監察官

は、建設省の職員のうちから、建設大臣が命ずる」、こういうことになつておりますが、建設省の職員以外の者を建設大臣が監察官として任命することは、この規定から申しますと、できないことになつてゐるのですが、この第二項はそういう趣旨の下に作られてゐるのですか。

○國務大臣(野田卯一君) その人は建設省の役人になるのでありますから、建設省の役人にして建設技官であるとか、建設事務官となるわけでありまして。その中から監察官を命ずる、こういうことになつてゐるものでありますから、實際上差支ないのではないかと考えております。

○三好始君 監察官は専任であつて、他の職務をかわるといふことはありませんか。

○國務大臣(野田卯一君) 専任でそのことに専従させたいと思つております。

○竹下豐次君 古く内務省に監察官といふものがあつて、監察官といふものが別にあつたのですが、今度はこの監察官といふものはどこに所属することになりますか。

せんで、大体中央におきまして、そうして各局から持つて来るとか、或いは各地方の部局から持つて参ります重要な技術問題のいろいろ相談に与つて、これに意見を述べ、そうしてきめて行く、こういうような働きをしております。何といたしまして、一人で万能なわけに行きませんので、そこで港湾の専門家とか、或いは道路の専門家と片寄るわけですね。それが現在の技監制度の批判がされております一つの大きな原因だと思つて、それを補うためには建設省の中におきます各方面の技術の最高權威をすくつて、こういうグループを作りまして、そこで審査決定して行く、こういうふうにして万全を期したいと、こういうふうな考へております。

○上條愛一君 今の大臣の御説明のよう、技術会議でいろいろの技術上の各方面の技術者が相談するということ、これは或る点までスムーズに行くだろうと思つておりますが、その技術技監というのは、一人であつても常にいろいろの問題が起つて来るのに対処して相談相手となつて指示して行くということをやられておつたのだらうと思つて、だからそういう点でただ会議というふうなもので従来の技監のやつて来たような仕事を十分に補つて行けるかどうかということが我々によく納得いかんのですが、こういう点は差支えないのですか。

○國務大臣(野田卯一君) 會議にはこれは普通の外部の會議と違ひまして、内部の人々から構成されている會議でありますから、これを用いたり、或いは相談したりするということは場合に能率的に事務的にできると思ひます。

外部の人が集まつた會議ですと、日にちをいつにするとかということに對して支障があるとか何とかというやうなことがあるのですが、内部の最高會議ですから、一番優先しますから、いつ幾日にやるという必ず集まつておりますし、お互いに常中中で仕事をしておる連中でありまして、お互いに意見も十分述べられましようし、それから大体同程度のこういう最高權威、道路、河川いろいろの方面があります。最高權威が揃つておりますから、程度から言つても似たやうな人が集まつておきまして、そういう人が問題につきます。言わば技術の衝に當るわけでありまして、これも十分自由な意見が述べられましようし、忌憚のない批判もされましようし、それから技術會議には當然各局の技術のほうの課長なんかも傍聴に出席するやうなやうなことになるやうにして、これを中心にして非常に活潑なる技術行政が行われて行くのじやないかと、こういうふうに行つて、そうしたいと思つております。

○上條愛一君 そうすると、この技術會議というのは隨時に開催するやうな御予定でございますか。

○國務大臣(野田卯一君) 必要に応じて隨時開催されますが、場合によつては連日開催されるやうなこともあり得ると思ひます。

○竹下豐次君 この監察官は十人以内といふのは、それだけ技術別に人選されることになりましようか、それと或いは地域的にどの地方はどの監察官が監察するやうな分担地域をおきめになつて一般的に監察するやうなことになりましようか。

○國務大臣(野田卯一君) 現在でも或る程度やつておるのでありますが、各局から人をおまけ供出と言つて言葉が変ですが、各局の優秀な人を集めて監察官にして仕事を現在でもおこなつておるのです。將來も例へば成るべくいろいろなことに對して精通した人を集めて、あまり駆け出しでわからない人でも困りますので、いろいろな方面にいろいろな仕事を見に行きまして、各局の中にも相當事務に精通した優秀な人をおきたいと思つております。

○竹下豐次君 そうしますと、技術の人でなくして、事務系統の人が大部分といふことですか。

○國務大臣(野田卯一君) 事務と技術系統の人と両方入れたら、こういう考へでございます。

○竹下豐次君 そうしますと、なお技術のほうはいろいろのものが分れておるやうなやうな、砂防の人は砂防をやるとかしないとか、ちよつと監督とか、監察が無理だらうと思ひます。河川の人は又ほかのほうはちよつと手がとどかないといふことになりましようか、全体的に見るには事務の人がいい場合もありましようけれども、それじや併し技術がわからないといふことになつて、人選はよほどむづかしいじやないかと思ひます。いろいろの方面から寄り合せて必ずしも一定の方針をおきめになつて人選するやうなわけじやないのですか。

○國務大臣(野田卯一君) そういうやうな点を、この技術行政監察の對象の進捗といふものと脱み合せまして、人選に全きを期したいと思つておられます。

○三好始君 提案理由の説明の印刷物によりましますと、住宅局所掌事務として

連合國最高司令官から政府に返還されたいわゆる特殊物件に関する事務を整理することにした。こういうこととして出ておりましたが、講和条約が効力として三月月経つた後に、例へば東京都内などにたくさん設けられておる進駐軍の家族用と申しますか、家族の住宅なんかはどういう取扱ひになるのじやないか。

○國務大臣(野田卯一君) 現在使つておきまして、今度引續いて使つております。いわゆるデベント・ハウスなどの問題は調達庁のほうで世話をして行くことに相成ると思ひます。

○説明員(小林興三君) 只今住宅局の所掌事項に書いてあります特殊物件と申しますのは、もう現在におきましては事実上なくなつておりまして、戦争中の掠奪物件とか、そういうものの始末をやつております。

○三好始君 只今お尋ねした問題に關連するのですが、進駐軍の家族用に特設された住宅は返還されると申しますか、日本政府の管理に移ると申しますか、日本政府の管理に移ると申しますか、或いはそういうことは当分の間予想されないことなんでしょうか。

○國務大臣(野田卯一君) その問題は、大勢と申しますと、大體の傾向から申しますと、今日日本人の家庭を接収して住んでおる駐留軍がいるわけでございますが、そういう所を先づ明けて、そうしてデベント・ハウス、特別終戦後に日本の政府が建ててあげた建物がたくさん各地にあり、先ずそこに入らせる。それからもつとその建物を使う人が減ります。いわゆる空家がでけるわけでありまして、そういうものについては日本側に漸次引渡して行く

く、こういうことになると存じます。向うではまだ日本の普通の住宅を接収して住んでおるものが相當あるし、場合にはよればかまぼこ兵舎に入つて、これは夏暑いものでありますが、あつて中に住んでおる者がおりますので、そういうものを取つて普通のデベント・ハウスに入れて、それがもつと数が少くなれば要らない分を日本側に返してくれる、こういうことになるのではないかと思ひます。

○三好始君 これは將來のお話になると思ひますが、政府が若し管理するやうになつた場合に、その利用方法はまだ何にもお考えになつておりませんか。

○國務大臣(野田卯一君) 昨一日横浜に行つて参りましたが、横浜の本牧地区には、御承知だらうと思ひますが、たくさんデベント・ハウスが有るのです。これが接収解除になつたら、どうして使うかといふことを話をしておつたのでありますが、今はちよつと困ると、こう言うのでございまして。申しますのは、非常に整派にできておきまして、全部セントラル・ハイツのやうに非常に広大な地域の真ん中に大きなボーイ・室が作つてあります。そこからはいろいろな冬ですと暖房や、それから中央のところでお湯を作つて、それから各家に配つてあるのです。ですから各家はちよつと栓をひねれば熱いお湯が出て来て、すぐにお風呂が立つというやうなことで非常に便利で、それからキッチンで部屋を暖めたかきするやうなこともできる、そういう非常に高級なる施設をそのまま維持して行けるかどうか、そして大變高い金を払はないと、その建

○委員長（河井彌八君） さようにいた
させます。

項というのが入りまして、「農業協同組合監は、命を受けて第八条第二号及

に、農産物検査監というのが加わりま
す。以上が修正点でございます。

権限を持つておる存在ですか、それとも局長の補佐的な立場で事務を遂行し

たわけであり、これが今回内局になることに伴つて、これらの事務が

官房に移るものと了解してよろしくございませうか。

○説明員(立川宗保君) その通りでございます。

○三好始君 そのういたしますと、今度林野庁、食糧庁を外局から内局にしたことの趣旨は、単に形式的に外局の数を減らすということにとどまらず、仕事の実態の上から言つて、外局であつたものを本質的に内局にしなければいけないという根拠に基づいて行われたものとは考えられないことになつて来るわけでありませう。人事、会計等の事務を一切官房に移して内局として統一して他の内局と同じようにやつて行くというのであれば、又そうすることが行政事務の合理化になるということであらう、それは今度の改正は意義があるということになるわけでありまして、私は若しそういう立場に立つておるのであれば、内局にして他の従来の内局と同じようにやつて行くことはいか悪いかについてお尋ねをいたさうと思つておたのでありますが、内局にはするけれども、実態は現在と余り変らないような形でやつて行くこととせられていような意図が只今の御答弁の中で窺われるのでありますが、そうしますと、外局を内局にするという今度の改正は余り意味のない、実際に内局にしなければいけないという事務上の必要があつて行われた改正ではない。こういう結論を下さざるを得ないのであります。ただ機構改革として外局の数を減らすという一応の方針を立てて、形式的に外局を減らして見たまでのことではなからうかと、こういうふうに考えられるのであります。なおこの点については、内局になりますと、衆議院の修正によつて監の制度は相当設けられたようであ

りますが、やはり部という中間の段階を設けないという国家行政組織法の原則に返ることになつておりますので、食糧庁にいたしまして、林野庁にいたしまして、部制とその下に相当多数の課を用意しておりますが、この多数の課を内局としての局の下に直接つく課としてどういうふうな処理して行くのか、相当私たちが問題だと思つておるのではありませんが、これは資料として内局になつた場合の食糧局、林野局の分課規程をどういうふうにして行こうと思つておるのか、それを案としてお出し頂きたいと思つてあります。これは資料として要求いたして置くことにして、次の問題に移ります。

○竹下豊次君 先ほどの政府委員の御説明によりますと、この現在の食糧庁の人事、会計等に関する仕事は、形式的には官房のほうに新らしく移ることになるけれども、実質的には余り今と変わらないようにしたい考えであるということでありませう、この職務権限というものを、各官房なり、内局の間にはつきり書いておいてさへ、よく役所では消極的或いは積極的の権限争いというものが起り勝たもんなんです。それを形式的にはそういうことになつておるのだけれども、実際はさうさせないんだということになりますと、大変な混乱を来すような心配があるんじゃないかと思つてあります。その点は大丈夫ですか。

○説明員(立川宗保君) これは現在の内局の属しております各局と官房との間の関係について申しますと、職階ですとか、任免ですとか、分限ですとか、こういうようなことは、当然秘書課の事務として官房に属しております。その実際の仕事の内容の手続きをいたしますのは、それらの内局の庶務を扱つております課がやつております。お膳立をいたしまして、結局官房がそれを統轄いたしまして、全体の取りまとめをして省全体の決定をする、決定の準備をする、かような扱いをいたしております。今のそれ、内局に属しております局の庶務課がやつておりますこと、そういう内容を、若し現在外局にありますがものが政府原案の通り内局に相成りますから、内局になりました以後は、現在の、現にある内局の庶務課と同じような仕事を、こういう意味で申上げたのでございませう。

○三好始君 只今の御答弁は内局になれば形式的には官房が扱うような形になるけれども、実態は外局当時と変わらないような方法をとつて行きたいということでしょうか。

○説明員(立川宗保君) その実際の事務の運営といたしましては、只今お尋ねがありましたところでありませうが、省全体のそれらの仕事の運営の能率をよくして行くという意味で、何と言いますか、最も集約された責任の帰属は別といたしまして、実際の事務の運行は十分人を持ち、慣れておるところの、というところで実際の仕事を行なつて行く、こういうことにならうかと思つてあります。

○三好始君 この点は林野庁においても、只今食糧庁に関する組織規程を一応例にとつて申上げたのと同じような関係が考えられるわけですか。

○三好始君 先ほど要求いたしました資料は食糧局と林野局の分課の問題でありましたが、他にもこの内容を、分け方の問題を知りたい部分がありますので、他の局についても一応分課の予定を資料としてお願いしたいと思つております。それから農林省の組織規定を拝見いたしますと、内局を一本に、人事、会計は官房で扱うことになつておるはずだと思つておりましたところ、農業改良局の総務課では研究部、普及部の人事、会計を行うことになつております。これは多分研究部は全国に歴大な試験研究機関を擁しておる点において、一般の内局の場合と人事の上で違つた点があります。普及部と同様に全国的な組織を持つておりますので、同じく人事、会計等に関して他の内局とは異つておるところから、改良局の研究部、普及部においては他の内局と違つて、特に総務課で人事、会計を司つて来た、こういうふうな了解してよろしくございませうか。

○説明員(立川宗保君) これはこの改良局の組織規定の表現につきまして、組織規定を書きますときに少し問題があつたのでございまして、法律の關係の規定から申しますと、研究部、普及部、それから統計調査部というところにそれらの仕事の内容、所掌事務の内容を全部規定してございまして、総務課というものの仕事の内容を書き上げにくいという、実は法律との關係があつたわけでありませう。それでほかの内局の庶務課につきまして、人事、会計の仕事はやはり一応扱うのであります。それは特別に表現はしてございませうが、他課の所掌に属しない事務ということで、その局内の人事会

計の仕事は一応やはり総括と省全体の規制を官房のそれ／＼の課で……。官房で行う、こういうことになるかと考えておられるようですが、この改良局の総務課を規定いたしますときには、ほかの局の庶務課にありますが、その局の庶務課は余りございせんので、それで特に人事、会計というところを書き上げた、かようなことでございませう。それで只今御質問のございましたように、改良局だけは特別な総務課が仕事をしておられることではございせん。

○三好始君 同じ改良局に属してある統計調査部について、改良局の総務課が研究部、普及部の人事、会計だけを担当して、同じ改良局に属してある統計調査部については人事、会計は統計調査部として独立してやつておられる、こういうことが組織規程に現れております。只今の御説明でそれ／＼の局で実質上その局に属する人事、会計はやつておられるという話でありますけれども、同じ局に属する統計調査部に限って研究部、普及部とは更に又独立して人事、会計をやつて行くような組織規定になつておられるのはどういう理由に基くのでしょうか。

○説明員(立川崇保君) これは統計調査部の人事、会計につきましては、地方の機構がある、人員も非常に多いと、予算も相当大きいというふうな関係上、それからもう一つは、沿革的な理由といたしまして、従来一局をなしておつたというものが先回の行政機構改革の際に、これを部にいたしたという関係で相当仕事の内容と人、予算というものが大きいのでありますから、いわば局の中で一つのまとまりを

付けて、ここで仕事をして行くということ、いさゝか他の所とは変則でございますが、統計調査部だけは人事、会計を分離する、かようなことでございませう。

○三好始君 統計調査部に限つて事務の実情なり、或いは人員、予算の状況からいって、独立して人事、会計をやるに相当する実態を持つておつた、こういうふうな了解される御説明なんでありませうが、これはもと／＼統計調査局として独立しておつたのが、機構改革によつて局を二割とか、三割とか整理するという方針に基いて部になつたいきさつを、私やはり法律案を扱つて来て承知いたしております。ところが部の存続期間が国家行政組織法によつて期限を付けられておると、つまり部というものが局と課の中間的な、いわば中二階的な存在は整理して段階を一つでも減らすほうが行政機構の改革の上からいって適當なんだ、一応こういうことで、中二階的な存在の部を整理するということとを今回の各省を通ずる機構改革案で実現しようと思つておられるわけでありませうが、もと／＼局であつたものが二割とか、三割とかの局の数の整理の対象になつて部になつておつたものを、部は設けられないといふ、部は続けられないといふ国家行政組織法の原則に従つてやめる場合に、それを局に戻すほうがいいのか、或いは課にするほうがいいのかというところは、一つの問題だらうと思つておられます。その場合に只今御説明のように、非常に膨大な事務であり、人員も多数を擁しておられ、それに伴う予算も多い、まあこういうことであれば、むしろ中二階を昇格して本二階の局にする

ほうが事務の実情からいつたら合理的なんではないですか。

○説明員(立川崇保君) その辺は非常にむづかしい問題であらうかと思つていますが、仕事は成るほど非常に多いし、人員もいたしまして、一万三千名ほどの人間を抱えておられるようなことから申しますと、局の実態を備えておるじやないかという御指摘も或いは御尤もと思つておられますが、まあ今回行政組織法の原則に従ひまして、これを部を解消するということになつたとしても、監という制度を設けまして、そこで一つ統轄をするということにいたしましたならば、その新しい制度の下で我々は全力を尽して行政の目的に邁進するということとしかないと思つております。

○三好始君 部を廃止しても統計調査監の下で統轄して事務の合理的な運営をやつて行きたいというお話でありませうが、先ほどもちよつと私触れましたように、監の性格は必ずしも明確ではないと思つておられます。独立の権限を持たないで、ただ局長の命を受けて一定の範囲の事務を担当して行く、それは部長とか、局長とかいつたような一つのはつきりした権限を持つておる存在でないといふふうになつて参ります。果して統計調査関係の事務を監によつて、局長或いは部長に相対するだけの統轄ができるのかどうか、これには相當の疑問があるだらうと思つておられます。監の権限なり或いは責任の範囲が必ずしも明確ではないように思つておられますが、そういう点から言つて只今の御説明では従来の統計調査関係の仕事が従来以上に、今回の改正案によつて合理的に運営さ

れて行くものと考えるのは非常に無理なんではなからうか、こういうふうな思ふのであります。これ以上は意見に亘りますから、省略して次の問題に移りますが、改良局長は来られておりますか……。

改良局長は来られておりますが、改良局長に一点お尋ねしたいのでありますが、今回の改正法律案には出ておらない問題でありますけれども、第七国会でありますか、農林省設置法の改正案が提出された際に、全国に七つの農業試験場を設置するといふ案が出て参りました。その当時私は中国、四国農業試験場を設けるよりは、中国と四国とは瀬戸内海を隔てて截然と地理的に区別されておるといふこと、又仔細に検討いたして見ますと、雨量、土質の点、土質の点その他の自然条件が異なるというところ、又沿革的に四国は農林省農事試験場四国支場が古くから存在しておつたといふこと、又管内の各種の技術関係の指導、連絡の便宜の問題からいへば、考案して、むしろ中国農業試験場、四国農業試験場といふことに分離して、七つの農業試験場を八つにするほうが合理的なのではなからうか、こういうことを當時の農林省農事試験場、四国支場にお尋ねいたしましたのでありますが、理論的には私の説明なりお尋ねに對して、根本からの反対はありませんでした。そして率直に申しますと、當時は司令部関係等もありまして、修正案を提出するに至らなかつたのでありますが、當時の速記録には、たしか三項目か、四項目かの問題を將來の問題として残しまして、立法案が成立したことを記憶いたしておるのであります。ところがその後中国四国農業試験場の運営の実情を調べて見ますと、私は當

時指摘したのと同じような欠陥が現れております。中国四国農業試験場を分離して中国農業試験場、四国農業試験場にしたいほうが合理的だと主張した私の考え方が正しかつたといふことは、今日はつきり申し上げることができるのであります。問題は二十七年年度予算がすでに成立した後でありますから、これを今回の改正法律案を修正するといふ形で分離する場合、予算上或いは人員の上からいって非常な支障があるといふことであれば問題を先に延ばすよりはかたないでありますが、若し予算、定員等の関係で実現性がないわけではないといふのであれば、私はこの際考へて頂くほうが適當だと思つておりますが、これについての改良局長の御意見を承りたいのであります。

○政府委員(清井正君) 只今中国四国農業試験場の問題について御質問があつたのでありますが、お話の通り、當時農林省の試験研究機関につきましても根本的な改革をいたしまして、中央におきましては、根本的な技術研究を所、それから各地域においてそれ／＼その地域の特性のある研究をいたしますところの地域農業試験場といふものをまあ作つたわけでございます。その際に中国と四国の問題につきまして、いろいろ御議論があつたのでございませうが、私もいたしましては、成るべく地域試験場は当該地域が農業関係上の気象、土壌、作物その他試験研究の対象となるものについて成るべく同一的な地域を対象として試験場を統一して参りたい、こういうふうな考え方からいたしまして考えをまとめて参つ

たのでありますが、その際の問題とい
たしまして、中国と四国を分けて試験
場を別にするか、或いは中国、四国を
一緒にしてやるかという問題があつた
のでございます。我々といしましては、
成るほど中国につきましては、山
陰地方はいわゆる瀬戸内海地方と大分
趣きを異にいたしておりますし、或い
は四国につきましては、いわゆる瀬戸
内海方面と高知方面とは大体農業上の
関係も違つておるようなことがありま
して、いろいろ考慮したのでございま
すが、問題となりまして特に瀬戸内海
方面は、特に気象その他の条件から申
しまして、いわゆる瀬戸内海の中国
地方と四国地方とは大体気象関係或い
は農業関係も似ておるといふような点
を重要な問題としてとらえて、中
国と四国とを合せて一本にいたしまし
て、そして中国四国農業試験場という
ことによつて発足をいたしましたのでござ
います。本場は姫路に置きまして、栽
培の、或いは畜産、農業経営、土地利
用、それら適當なる地域に分散いた
しまして、従前ありましたところの国
のそれらの試験場を姿を変えまして
地域試験場の部という事で出発をい
たしたのであります。その後いろいろ
実施をいたして参つておるのでござい
ますが、成るほど私どもといしまして
は、瀬戸内海の周囲の気象条件その
他が同一である地方の稲作等を主とし
て研究いたした場合においては、成るほ
ど中国、四国が一緒であつたほうが都
合がいいのでございますが、又一方い
わゆる暖地水田と申しますか、南海地
方の稲作或いは殊に傾斜地方面の畑地
関係、或いは土壌浸蝕の問題、或いは
それに伴ひまして研究いたさなければ

ならんところの果樹の問題等、いわゆ
る稲作以外の畑作等の問題を研究いた
す場合においては、四国においては中
国と四国と異なる一つの特色があるわ
けでございまして、そうしたことを別
にいたしまして、私どもといしまして
は、中国四国という事で以て統一
をいたして参つておるのでございま
すが、實際問題といたしましては、四国
は普通寺に本部を置きまして、それ
ぞれ土地利用なり、栽培等につきま
して四国の独特な問題を研究をいたし
ておる。或いは本場のほうの姫路に
おきましては、栽培を中心といたしま
して、或いは畜産なり、或いは経営等
を研究いたしております。こういうよ
うなことで進んで参つておる。それ
本場は姫路にありまして、それら
の支場が各地に分散をいたすというよ
うなことでありまして、まあ實際問題
といたしましては、中国四国試験場
はございまして、運営といたしまし
ては、實際離れんと云つては語弊が
ございまして、それら別々に實際運
営をいたしまして、それを試験場の本
場において総合をいたす、こういう機
能を果して参つておるわけございま
す。今回の問題におきまして、私ど
もといしましては、四国と中国とい
うものはこれは統一して行くという一
応の形で以て進んで参つておるので
ございまして、飽くまでも問題は多少、
中国と四国とは研究に特質のあるこ
とは御指摘の通りでありまして、人員、
経費等を仮にそのまゝにいたすといふ
ことを考えます場合には、仮
に中国と四国とが機構上分れるといふ
ことも考えられる問題ではないかとい
うふうにも考えておるのでございま

が、私どもといしましては、今回は
中国、四国はこのまゝで行きたいとい
うことで一応分離の問題については考
えていないのでございまして。但し只今
お話のありました通り、予算、人員等
について、仮に現状のまゝで行くとい
うことでありまして、その分離
の問題も一つの問題として考えられる
のではないかと、ううううに考えてお
る次第であります。

○成瀬清治君 大臣にお尋ねしま
す、この食糧庁と林野庁を内局にいた
しますことについては、今後の行政機
構改革の主要な目的である外局の整理
の方針に即応するものでありますと、
こう提案理由に説明してあるわけが
ございまして。私は大臣は前に幹事長を
つておみえになつたときに、一つの行
政機構改革というものは私は大きな自
由党のスローガンのように承して
るわけでございます。そうした場合に
農林大臣をやられて機構改革をする場
合に、何か積極的に農林省において食
糧庁乃至林野庁を内局にすべき理由が
私はなければならぬと思ひます。その
で、私はほかのおかたなら、まあほか
で定められたのなら私は反対であるけ
れども、まあさういふううだといふこ
とが言えると思ひます。廣川大臣は
やはりほかの大臣とは違つた立場にお
られるかたであるから、その点を一つ
明瞭にお答え願ひたい。

この原案で私たちは運営して行くよう
に努力をいたすつもりでやつたわけ
です。

○成瀬清治君 誠に農林大臣がその受
身でやつたようなことをおつしやるわ
けですが、私がお聞きしたいのは、大
臣がまだ幹事長のときに機構改革とし
て私は考えられたことを、私は農林省
においても実現される一つの考え方が
あつたと思ひます。そこで大臣にな
られて食糧庁外局を内局にしたほうが
いいのだという意味で、ただそれだ
けの意味で食糧庁や林野庁を内局に
されたのだといふううううには私は少し
承できにくいところがある。もう少
し、と申しますことは、私は食糧庁や
林野庁というものは一つの独立採算を
とつておる。而も食糧庁で言うなら
ば、六千三百億といふような特別会計
を持つておる一つの商行為する企
業体といつてもいいくらいのものだと
思ひます。さういふものをあえて内局
にせなければならぬといふことにつ
いては、何か私は積極的なそこに根拠
がなければいかんと思ひます。ただ行政長
官がさうやれと言ひましたから、やり
ましたといふのじや、少し廣川農林大
臣としてはできが過ぎるのじやない
かと思ひます。その点あえて一つお尋
ねするわけがあります。

○國務大臣(廣川弘毅君) この食糧
庁につきましては、いろいろ今まで扱
つて来ましたが、統制が外れまし
たり、或いは又麦のことについても、
今国会においては統制が外れるのじや
ないかといふような具体的なことはご
ざいました。さういふような内面的
なことがありましたが、一般的に見て
これは外局を余り置かず、内局を多

くしたいという意向でやつたわけであ
ります。

○成瀬清治君 まあこの点について追
及しても、私と廣川さんとのれんの繩
のようなことじや私はいけなから、
まあたゞ積極的な理由がなくて、行政
管理厅长官の言付けでやりになつた
のだといふううううにしか私はどうして
も受取れないと思ひます。

次に米価審議会の点についてお尋ね
したいのですが、今度農林省の方へま
あ移管されるわけですが、その場合に
今までの米価審議会というものは、実
際農民の私は切々な要望の下にできた
ものであり、相当私は農民の期待に応
えるような決定をしておつたと思ひ
ます。今後農林大臣の下になれば、当
然私はその決定を、大臣は職を賭して
も頭張らなければならぬような立場
に立つて引受けて来られたのか、これ
も行政管理厅长官が、まあお前のとこ
ろへ行けといふような意味で持つて
行かれたのか、その点一つお尋ねした
いと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) これは安本
の機構を縮小するにつれて、各関係
いたしておる各省に配分したことには無
論関係があるのでありますが、農林省
としては、やはりこの米価審議会を持
つておることがいいんじやないかと私
は思つておりますが、又審議会の決定
については十分これは農民の意を汲ん
で、農民の意欲に副うてきめて行かな
きやならんと思つております。

○成瀬清治君 いや、私のお尋ねした
いは、農民の希望とか、意欲、さう
いふ点はわかりますが、これは一つ農
林省へ当然来るべきである。さうして
その決定されたことは、農林大臣とし

ては農民の代表として飽くまでも頭張るんだというふうな、そういう積極的な意思で、むしろ農林省へ来るのが本體だというふうな意思でここへ持つて来られたのか、行政管理局長官からこうだと云つて押付けられたのか。そのところをすつぱりと承わりたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) これは先ほど申上げました通り、あの安本の職分を分配したことは基因いたしますが、これは私先ほど申上げました通り、農林省にあるのが本當だと思ひておられます。

○成瀬權治君 次にこの細かい点で恐縮なんです、修正で出ましたところの農産物検査法というのですか、これを一つ事務当局のほうでお答え願ひたいと思ひますが、若しこれができますと、この監の下に食糧庁のうちの検査監という人が、何か一つの別なグループの下に監督ですか、或いは事務系統で流れるようなかつこうになるのじやないですか。

○説明員(立川宗保君) この農産物検査監は、現在の食糧庁で担当いたしております食糧の検査、この仕事をまあ振うという風に相成りますので、ほかの例えは競馬監とか、そういう一つの組織上、やはり同じような一つの組織上、下に任務を持つと、かように存じます。

○成瀬權治君 食糧庁のかたたちの事務が、私は例えば米の買入れであるとか、検査であるとか、輸送であるとか、保管であるとか、加工であるとか、まあ現物或いは現金の受渡しいうようなこと、すべてやつてお見えになつたのですが、そのうちの特に検査

監というのを置かれたということになると、このうちの検査だけに對して何か一つの系統ができてまして、ほかの命令系統と申しますか、事務系統がそこにでき上つて来るわけですが、その点がちよつとわかりにくいからお尋ねするわけですが。

○説明員(立川宗保君) これは先ず現況から御説明をいたして参りたいと思ひますが、現在食糧庁の総務部に検査課というのがございまして、そこでこの農産物の検査法によりまして農産物の検査その他いろいろ主要食糧等の検査を担当して居るのです。その下に今度は地方に食糧事務所がございまして、ここには業務部或いは経理部、検査部というふうな組織がございまして、その検査部では農産物の買入れその他の買入れ検査、その他の検査、それから外国から食糧を輸入して参ります場合に輸入品の検査、そういう仕事を担当しております。その下に検査員というものがございまして、村とか、そういう所に駐在をして、いわば米麦の検査をやつて居るわけでありまして、そういう意味で今でも一応その行政の組織はそういうふうな活動しておりますが、それを検査監というものができますならば、今の行政の流れのいわば一番この責任者となりまして、そこで仕事を統轄して行くということに相成ろうかと思ひます。

○成瀬權治君 そうすると、その地方における検査監というのは検査だけをやつておつたのですか。ほかのことも私にはやつておつたように思ふのですが、若しそういうふうなことで検査監ができて検査だけのことを行政上やつて

行かれるというふうなことになる、ほかのことはやらないやうなふうになるのか、そこが私にはわからないわけですが。

○説明員(立川宗保君) お話の通りに、現在地方にございまして食糧庁の職員は主として検査に當る者がございまして、当然ほかの一般の食糧の買入れ業務が、それをやつて居るわけでありまして、今後農産物検査法がございまして、その農産物検査法その他に基きます検査の系統の指揮をいたしますので、末端にございましてその職員は検査の仕事につきましては、いわば検査のルールを指揮を受ける、それからそれ以外の業務の關係では、一般の次長その他の他からの指揮系統に従つてまあ仕事の指揮を受ける、かようになります。

○成瀬權治君 そうすると、ここではそれでは単に検査監というのが一人殖えただけだ、こういうふうな了承して間違ひございせんでしょうか。

○説明員(立川宗保君) 結論としてはさうなことでございしますが、その裏にはこゝろ暫らく前から検査というものが非常に大きく叫ばれて参りましたのは、まあ統制が奏等で外れてまして、商品の規格を全国的に統一するということとが農民の保護のためにも必要だし、それからその商取引の合理化のために必要だといふやうなことで検査の重要性といふものが力説されて参りました。そういうやうな意図がかなり入つておるのではないだろうか。かようにまあ背景としては考えますが、この形式的な問題としては単に検査監といふものが一人殖えたに過ぎない、こういうことに相成ります。

○成瀬權治君 林野庁のことを少しお尋ねしたいのですが、今度の修正でまあ内局になり、そして行政管理局間といふのですか、そういうふうなものが少し変わるようございしますが、何かこの木曾福島にあつたのが長野へ變つて行くのは、二年前くらいからまあ準備されておつて、二十七年年度の予算に約二億円ほど計上されておると、それに比べて、例えば前橋などが、これがなくなつて福島に移つて行くといふやうなことが機構改革につれて、忽然と言へばどうかと思ひますが、そういうふうな承するわけでありまして、それに対しては私はいまいわゆる／＼な理窟があると思ひますが、片一方では政治的な意味も色彩も相當強いのではないかと、いろいろな批判もあると思ひます。ですからもう一度どうしてもこれをしなければならぬのだといふやうな、一つ納得の行く御説明が承りたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) これなんか政治的背景があるんだといふやうにお話ですが、そういうことはございませんで、非常に技術的に緻密にやつておるやうなわけでございます。なぜかと申しますと營林署を水系別に持つて行きたいといふのが前からの意向でありまして、それから前橋の問題ですが、前橋は曾つて戦災に遇いましたときに向うに疎開いたしておつたものが定着したやうな形になつておりました、それが東京營林局ができて、これが利根水系を代表するやうな形になりましたので、これを廃止して、そうしてあれを福島に持つて参りまして阿武隈水系を代表する形にしたい。それから

又長野の現在あるところはこの宮内省の財産であつた御料林時代にできたものでありまして、現在の森林法等が施行になりました、一般民有林もこれを民有になりましたのについては非常に土地が便利じやないといふやうな立場から、これを信濃水系の長野に持つて行つた、こういうのが実情でありまして、何ら政治的の考えはないわけでありまして。

○成瀬權治君 私は片一方のほうではまあ相前から準備もされ検討もされておつた、ところが今度ここに出て来るといふことは、もつと機構改革に便乗したところの一つの管理区域の変更といふたやうなふうになつて受け取れないわけなんです。もう少し水域別にやるといふやうなことがおつしやるなら、前からそういうことが準備せられておつたなら、当然そういうやうなときに話が

出てもいいやうに感ずるわけなんです。ですからどうもそこあたりが少し便乗されたのじやないかといふやうに受取るわけでありまして、これは受取るほうが間違つておるのですか。

○國務大臣(廣川弘毅君) 是非御訂正願ひたいと思ひます。

○成瀬權治君 なおこうした問題で私たちが考へておかなければならぬ、或いは大臣も考へておられると思ひますが、例えばそこで働いておる人たちの受容態勢の問題については、どんなふうな形としておられるのか。例えば私は若干数の人は住居を変えなければならぬと思ひます。そういう人に対しては、どういふやうな便宜と申しますか、住居がないために失業しなくちやならぬといふやうな人が出て来ると思ひます。そういう人の對

策はどういうふうにしておられますか。

○國務大臣(廣川弘禎君) これは私よく詳しいことはまだ承知しておりませんが、三元のありました場所においては、ここには作業場その他のものが残るはずでありまして、現事務系統等が長野に行く、こう聞いております。

○成瀬權治君 大臣、詳しいことを承知しておらんと、こうおっしゃるわけですが、その受容態勢のことについて、若干わかつておられる事務当局のかたがあつたら御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 長野の移転が前から問題になっておりましたのもやはりそういう問題でありまして、庁舎の問題、それから公務員の宿舍の問題、そういうものをまあこれはいつでも官庁の移転のときは問題になりまして、最近は大分住宅問題が緩和されましてたけれども、今まではかの官庁でも移転ができないで、まだ疎開先に残つておるものが随分ありますが、今度はそういう点を十分検討を加へまして遺憾のないように手はずを整つておるのであります。

○成瀬權治君 遺憾のないように整つておるといふ申しましたが、私は木曾福島のとくにもそれが問題であるから二年前にやるといふので、予算に二億も計上したわけですが、今度そうすると、それに対してやはり何億という私は金が必要と思うのです。そういうものに對しての支出の問題、或いはなかなか金は出せないと言へばそれまでだと思ひますけれども、そういうようなことで、もう少し具体的に、片一方は二年もかかつておる。余りに遅いじ

やありませんか、こういう問題です。

○政府委員(渡部伍良君) 長野の問題は庁舎の問題が、敷地の問題が採めたのでありまして、公務員の住宅の問題が主でなかつたのです。それがやつと片付いたのであります。そうしてできたのであります。敷地の問題で相当採めておつたので長引いたのであります。ただそれだけであります。

○成瀬權治君 そうすると前橋の問題は敷地もあるし、家もあるし、金も準備費から出して来れば解決できる、だからそういうことは万々遺憾のないのだと、こういうふうには理解してよろしいわけですね。

○政府委員(渡部伍良君) そういうことであります。

○成瀬權治君 私はこの点につきましては、今申しましたように前に一遍疎開したのですが、だからまあこつちにやるのだというふうなことは、私はやはり地元の人としては相当大きな問題だと実は考えておるわけです。ですからこの点については私は意見があるわけですが、これはまあ意見でありまして省略させて頂きますが、一つ私のほうからも修正のいろいろなもの、一つ当局のほうにおいても私は十分考慮して頂かなければならない問題だと思ひます。

○波多野鼎君 それでは農林大臣に質問しますが、二点であります。第一点は一般的の問題として庁を廃止して内局にするという方針を立てられた理由を一つ承りたい。

○國務大臣(廣川弘禎君) これはやはり行政簡素化ということ、そういう外局にありますが、内局で次官のもで統制するほうが簡素化するんじ

やないかというふうなことから、さうにいたしたのであります。

○波多野鼎君 そうすると行政簡素化ということとは具体的にどういふことになりまつか。例えば事務を少くするということ、或いは又人員を減らすということ、或いは事務系統を直線的にするということ、いろいろあると思ひますが、この庁を内局にされた場合にどういふ点で事務の簡素化が行われておるのですか。

○國務大臣(廣川弘禎君) やはり事務の連絡がよくなることも一つだろうと思ひますが、あなたも農林省におられるのでよくおわかりだろうと存じますが、これは事務の連絡がよくなるというように一つ簡単に考えて頂きたい。

○波多野鼎君 そう簡単に考えられたいのです。庁にしておいたところでも事務の連絡がむしろ悪いことではないです。どういふ点が悪いのですか。その点は私は少しおかしいと思うので今度の改革は。

○國務大臣(廣川弘禎君) 多分これは行政管理局長官から話があつたと思ひますが、今度この行政簡素化しても人員の点も大して減らない。大してどころじやない。殆んど減らない。又費用の点も減らない。併しこのあとまだ続いてこれに連れて簡素化するんだという前提が多分行政管理局長官から説明されてゐると思ひますが、その辺で一つ御勘弁願ひたいと思ひます。

○波多野鼎君 私どうもまだ勘弁できないのですが、というのは、それは第二段の根本的な行政簡素化と申しますか、それを目論んでおられるということは一応了承いたしておきます。で、第一段の行政簡素化として今度の

改正法律案をいへ／＼出されたわけなんです。が、今度の改正法律案によつては例えば人員も減らない。費用も減らない。事務も減らないという、どこが簡素化になるのですか。ただ庁を局に入れたということだけが簡素化ですか、それが……。

○國務大臣(廣川弘禎君) 先ほど申し上げたように、現機構においてはそう大した変つたことではないと思ひますが、将来に含みを残して私は簡素化の大前提だ、こう考えております。

○波多野鼎君 それじやまあ農林大臣の答弁によつてさういふふうには理解します。今度この行政機構の改革を第一段としてするんだが、その改革は行政簡素化ということとを謳つておられるけれどもそれは嘘であつて、実は行政簡素化にならないんだ。が、まあやらなきゃならぬというふうな公約を与えたから差当りこれをやつておくんのだと、この程度のものですか。さう伺つていいのですか。

○國務大臣(廣川弘禎君) その嘘ということはお取消しを願ひたいのです。真の行政簡素化はこれから又あるんだと、こう率直に御理解を願ひたいのです。

○波多野鼎君 それじや今度のは行政簡素化ではない。それへ行くための一つのステップを作るだけの話なんだと、その程度のことですね。それでは次に簡素化といふことの實體が伴わない行政改革だといふふうには今度の改革は理解して話を進めますが、さうだとしますと、次に先ほどから問題になつてゐる食糧庁や林野庁を内局にするということ、それから水産庁だけは残しておくん、そのまま残しておくん

だということが法案として出ておりますが、この区別はどうして立てられたのですか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 行政簡素化についてのいろんなお話でありまして、併し原案を御覧になると部長が減つたり、それから又はかたに人が減つたりしておりますんで、大きい声では言われませんが、簡素化していることは事実であります。それからさうして林野庁や何かを内局にして水産庁を外局にして置くのかということでありまして、この水産庁に對しましては国会の強い意思の反映がありまして、国会の意思を尊重したというわけでありま

○波多野鼎君 その水産庁を外局として置くという国会の意思は、政府が原案を作られる前に決定してあつたわけなんですか。

○國務大臣(廣川弘禎君) これは水産委員会を設定する當時だつたと思ひましたが、委員会が或いはどつちかの両院側から強い法律案設定のような機運があつたはずであります。この案を作る前からさういふ空氣が院の意思の表示が多少ともありましたので、院の意思に逆つてはいかんというので我々はさういふことにしたわけでありま

○波多野鼎君 そうしますと行政簡素化、大きな声では言えない、小さい声の行政簡素化なんだが、それをやるにつれても水産庁についてはあらかじめ国会側から外局として残せという強い意向があつたのでこれだけを残したと、で、行政簡素化、小さい行政簡素化の例外としたのだ、それだけですか。国会側の要望というだけですか。

○國務大臣(廣川弘禎君) これは水産

庁が管轄しておる仕事は非常大きなものであることは御存じの通りであります。又仕事の点もだん／＼これから殖えて参るのでありますから、将来のことも考え又現在やつておることも考へるのの勿論であります。それに一つ一つそういうことを加味いたしまして、水産省設置法案ですか、これが継続審議中になつておりますので、これに逆行することは如何かと考へてかようにした次第であります。

○波多野野君 水産庁を庁として残して置くという事についてはいろいろの理由があるようにありますが、その一つの理由として仕事の分量が非常に大きいと、多いと、今後ともますます多くなつて行く可能性があるというのも一つの理由のように承つたのであります。食糧庁と水産庁を比べて見ますと、食糧庁を内局にする積極的な理由がないように思うがどうなんですか。仕事の分量においても特に国民の主食を預かるというのが食糧庁の仕事の中心であらうと思う。で、水産はこれは副食物でしようが、とにかく主食を預かる食糧庁というものを内局に引下げて行くという積極的な理由はどうも見付からんように思うのです。これは先ほども申し上げましたように統制時代と統制がだん／＼緩和されて来る時とは、やはりおのずと仕事の量が違つて参りますので、先を見越してかようにしたようなわけであります。

○波多野野君 政府の方では麦の統制を外すことになつております。それからその統制を外してもですよ、決して仕事は減つて行かんと私は思う。大体あなたがたの考へでは麦の価格の維持のために相当大きな仕事を、而も非常に複雑な仕事を今後麦に關してでもやらなきゃならんことはまあ覚悟しておられると私は思う。ただ統制を外したということだけで仕事は減らないのであつて、別の形の大きな仕事が今度引掛つて来ておるのですよ。だから統制を外したというだけで仕事が減つたというように言われるのは少しおかしい。違つた意味の職分がうんと殖えて来るのです。又米についても、米の統制ははずされるかどうか知りませんが、仮に統制ははずされたとしたところでも同じことなんです。農林省が国民の主食について負わなければならん責任、その責任を果す上において必要なやならん仕事の量、これは仕事の性質が変わるかもしれんけれどもちつとも減りやしないと思ふ。どうですかその点は。

○國務大臣(廣川弘禪君) お説のようなどともありますので、定員を殖やすことを非常に私も心配してやつておるのであります。原案を御覧になると、ただ極く上層部だけでありまして、併し砂糖のように最早やもう何もないのもできておるのであります。これを将来の線に沿うようにして内局にしてもいいのじやないかと、こういうことです。

○波多野野君 それからもう一つは食糧庁の食糧行政として政府がやつておる仕事はだん／＼この複雑な仕事に移り変わつて参るというふうには私は理解するのです。現在においても、先ほども成瀬委員から話がありましたように、一つの企業体的な仕事も現在やつておる。で、この仕事は恐らく米についてもずつと續いておると私は思う。

又麦についても同じことが續けて行かなければならぬ。砂糖のごときは今おつしやつた通りでありますけれども、食糧庁の基本的な仕事、即ち主食に關しての責任ある行政をやる官庁だといふ性格はちつとも変わらないのですねこれは。ですから何を好んでこんなところに内局にするかという積極的な理由は少しも、どうも納得ができません。太平洋は広いから仕事は広いように見えますけれども、仕事の内容はそう複雑じやないですねこれは。仕事の内容はそう複雑じやない。食糧庁の仕事は四千万の農民に關する仕事なんです。非常に複雑、一方において四千万農民、他方においては八千四百萬の全國民に關する仕事なんだから、非常に仕事の範囲が広い。広く且つ困難だからですよ。それとだん／＼縮小して行つて、そうして何かさういう面の仕事はもうなくなつたんだと、單に意味が減じつたのだという印象を与えられることは、政治としてもまずいと思ひます。ちよつと意見になつて甚だ恐縮なんですが、今の農林大臣の御答弁だけ聞いておれば、食糧庁を内局にしなきゃならん積極的な理由は一つも私は発見できないと思ふのです。それはまあそれにいたしておきまして、林野庁の問題です。林野庁もやはり食糧庁と同じような現業的な仕事は非常に広汎に行われておる。そして治山治水というやうなことが自由党あたりでもやかましく言つておられる政策面なんです。これについてはどういう積極的な理由があるのですか内局にせられる。

○國務大臣(廣川弘禪君) これもやはり仕事の分量が減るわけじやございませぬ。又この林野庁自体の仕事が減るわけではございませぬし、又生産事業としても何らの変更はないのであります。将来この内局にみんなして行きたいという一つの行き方内局にしたやうなわけでありませぬ。

○波多野野君 そうしますと、この庁を廃止して内局にするという事は、一般的な方針として何らかさうすれば行政簡素化といつたやうな名目が立つといふだけの話であつて何ものもそれによつて得られない、プラスにならないといふふうには私は思ふのです。さういふ意見は別といたしまして、さう理解するよりほかない大臣の御答弁では。次にもう一つお伺いしたいのは、この部というものを廃止するという事は、国家行政組織法で定まつておることなんです。その部を廃止することの善し悪しという点については、私個人としては意見がありますが、これは別に留保いたしておきます。ただお伺いしたいのは、部を廃止しておいて、而もこれを見ると、又新しい制限漢字にある字かどうか知らんが、監という字が出て来た。これは部と監とはどう違ふのですか。部長と監といひますか、部長と監といふのはどう違ふのですかこれは。

○説明員(立川崇保君) 農林省からお答えするのは或いは當を欠くかも知れませんが、私どもはかように了解をいたしております。部はやはり一つの農林省という行政機関の内部におきまする一つの内部部局であります。その内部部局の責任者として部長がいる、かように考えられますが、監は一つの職でありまして、内部部局の一つの段階という工合にはなりません。そこで監は一つの職であります。ただ監はその局の中の或る一定の仕事を担当をいたしまして、それを掌理するといふことで、監の下に一応の仕事のまとまりがつきますけれども、飽くまで法制上の性格としては違つたものだから考へております。

○波多野野君 部長と監といふものは職であるとして例へばここで農業協同組合監といふものを見ると、これは農業協同組合課、組合検査課、農村工業課とこの三つの課の仕事を一応ここで取りまとめるという役目を組合監が持つておるということなんです。さうだとしますとおかしいのです。農業協同組合部といふものがあつて、この三つが四つたつたか知らんが、この三つの課の仕事を取りまとめて行くといふことと同じことではないか。ただ名前が法律形式的に一つの内部組織だ、一つは單なる職だといふ、それは形式論です。形式論だけであつてこれは全くごまかしでおかしいです。部の復活ですよ。部長と言わないで監と言つていただけだ。實質上は部長の仕事ですよ。

○説明員(立川崇保君) いろいろ見解を申述べたもの或いは工合が悪いかも知れませんが、これは、監の場合はそれそれ命を受けてこれ／＼これに關する事務を掌理するといふやうなことがございまして、命じ方である／＼監の運営が違つて来るわけでありませぬ。それで、例へば局長が非常に技術的な性格を持つたやうな仕事を監に専念させるというやうなことも運営によつてはやれるのであります。部長でありまして、結局その内部組織としてに

しまうということでは、農林行政の科学性ということとはちよつと期待できなくなつてくるというふうな思ふのであるが、農林大臣どうですか、その点。

○國務大臣(廣川弘毅君) これは前に局にあつたことは御承知の通りであります、それから部になつてとにかく今度の機構は部というものを廃止しよう、ということではありますので、決して冷遇するわけではないので、特にこれは監を置くということになつておつたのでありますから、決して農林統計を冷遇しておるわけじゃないのであります。この農林統計が大事なことはよく承知をいたしておるから、余り監というものを使わないのにここに監を使うということになつておるのではありません。

○波多野君 農林大臣、この農林統計監というものは職名ですからね、こんなものは内部部局じゃないのだから、職名ですから、こういうものがこれにおつたことだけですか。それはそれとして、統計調査局にする考えはないですか、別に……

○國務大臣(廣川弘毅君) 今のところはこれでやつて行きたいと、こう考えております。

○波多野君 今後どうせ基本的な行政機構の改革を自由党は出されるという、そのまあワン・ステップとしてこんなものが出て来た。これは実際は大きな声で言えない、行政の簡素化の線であるといわれておるから、次の基本的な行政機構改革の場合に統計調査の問題を、農林大臣根本的に考え直して、基本的な立派なものを一つ作つて頂きたい。これは私は廣川さんならわかると思うのですが、如何に農林

行政の基礎的な資料というものが必要か、それが如何に困難か、これを集めることが……これは全国民に関連する問題ですからね。非常に困難で、工業務統計なんかと比較になりはせんですよ。そういう点は農林大臣よくおわかりだろうと思ふので、この次の本格的な機構改革の場合には一つ農林大臣の案として局にこれを引上げるという案を出して頂きたいということを要望しておきます。それからもう一つ競馬監ですが、この競馬監もおかしなものだが、この国営競馬の問題はもうこれはやめるということじゃないですか自由党の方針は。

○國務大臣(廣川弘毅君) 農林委員会、政調等である、案を練つておるようでありまして、まだ最終決定までには行つていないので、農林省に各階、各層のかたを集めて折角案を今練つておる最中でありまして。方針はまだはつきりきまつておりません。

○波多野君 僕の聞くところによると、もう早急に競馬の国営というのを廃止して民営に移すということがきまつたように聞いておるのであります。が、まあ農林大臣はある間はしようがないから、そう答えるよりしようがないと私は思ふのだが、この先の見通しとしてはこんなものはなくなるものでしょうね。米の統制とどちらが早いのですか。米の統制撤廃とどちらが先ですか。

○國務大臣(廣川弘毅君) 結論付けられるのはこのほうが私は早いんじゃないかという感じがします。

○波多野君 もう一つだけ……、これを見ておりました私まだ十分研究しておりませんが、ずつと見ただけでも

実に今度の機構改革案というのはアンバランスというものがすぐわかるのですね。ここに養蚕局というのが出て来る。一つの局、養蚕局。たつた四つの課ですよ。養蚕課にしたらどうですか。この養蚕局なんというのを独立の局に、たつた四つの課しか持たぬのに独立の局にして、統計調査なんというの課が幾つありますかね。八つあるのです。丁度倍あるのです。これを監が支配するという、実にアンバランスだと思ふのです。こんな農林行政の重要性の点から考えて、例えば食糧局にしても或いは食糧庁を存続させるという考え方を私はとりませんが、とにかく全体の局の編成が非常にアンバランスだと私は思ふのです。仕事の重要性からいつても局の建て方がまずいという感じがするのです。政改革の場合に一つ立派な案を出して頂くことを全体を通じて農林大臣に要望しておきます。

○竹下登次君 部と監の問題につきましましては内閣委員会が始まつて以来何回か聞かれましたけれども、やつぱり同じような御答弁でありまして、私も余り頭にピンと来ないわけなんです。これは政府の立場としては、法律を忠実に御守りになる上において止むを得ない御苦心であらうということではわかりません。併し、私が今度の機構改革案を見て第一に気がつきましたのは、部局以上のほうは気がついておいでなりましたけれども、課のほうはさつぱり気がついていらつしやらない。だから私から考えますならば、むしろ逆である。国民一般の立場から見ま

すると、先ず課長のところに行きますと、甲の課へ行け、甲の課へ行くと乙の課に行け、乙に行けば丙の課に行けと、どこに一体お詣りすればよいのかわからないというように、一番民間で苦勞するところなのです。その上に乗つておる部や局であるというのでありますから、先ず課をはつきり整理されますれば、部は自然減つて来る。さつき頂きましたこの表の資料を拝見しましても、今波多野委員からお話のように、たくさん課が並んでおるのがあります。これも、見ますと先ず原案じや次長だけでやるといつても、議員の一部の人が、特に農林にいわゆる関係ある議員と申しますか、そういう議員の立場から見ますと、農林協同組合課というものも置かなければならぬというふうな意見も出て来て、結局政府で初め意図しなかつた行政機構の拡張に似たようなことになつてしまふというふうなことになる。行くだらうと思ふのです。先ずその課を整理されるということが最初に大事なことでないか。ただ併し考えなければならぬことは、非常にこの組織の分課が進みまして、技術方面にしましても事業方面にしましても、分課的になりましたら自然課が増える傾向になるもの、これも止むを得ないと思ひます。併し余りにも課の増え方がひど過ぎやしないか、世間でも皆そう言つております。殊に職階制の問題ができて以来は、端的に言うには、月給がうんと上るといふようなことのあつたことも否めない。私のこの間行政管理庁長官からもちよつと課の廃止の問題についてはお話がありました、遠慮してその点は言わなかつたのであります

が、長官からお話があつたことは、確かに正直におつしやつたことだらうと思ひます。そのことを行政管理庁長官にも御意見を伺ひましたところが、課のほうの關係は各省大臣の権限で均衡することに今日まで任せられておるので、今度手を着けなかつた、併しそれのも是非やらなければならぬというこの御答弁を頂いたので……。ただ考へて頂きたいのは、去年の行政整理、事務整理、人員整理で公務員は非常な不安を長い間抱いておりましたが、あれが済みまして、一応安心したところへ又今度の問題が起つて来て、今度は二度目の不安を感じておられて、私も多量にも、内閣委員をしてその關係の人たちが非常に心配されて、訴えて来られるのであります。その立場に立つて見ると、私も非常に気の毒に思つております。先ほど大臣の御答弁のうちにもありました、又やがて第三次の行政機構改革を政府が考へておるという、まあ私なども国民の税金も重たいのでありますから、これも減らさねばならぬ一方、役人の数が多過ぎる、機構も複雑化過ぎるということが、輿論になつておりますので、これを整理されるということとは極めて必要なことだと思つております。ただだら／＼やられましては、これは實際公務員の立場から見れば本當にたまらないだらうと思ふのです。それがどこに響くかという民間の人が困る。今後第三次の整理をおやりになるといふならば、成るべく早く、私はこの改正の初めにそう申上げたことがありますが、一緒にやりやらないかというところは罪ですと申上げたことがあり

ます。ですが、おやりになるならば早く整理されることが必要だ。逆な言葉で言うならば、成るべく早く役人たちが安心して、仕事を進められるようにしてもらいたい、こう思うのです。これは今まで、今日も申し上げたのでありますが、この点は私から申し上げるまでもなくお考えになっておることだろうと思っております。併し先の御答弁ではただやるつもりだというお話でありまして、いつ頃までに打切るかということについては御説明がありませんでしたので、その点をいつきりこの際、丁度管理庁長官もお揃いでありますから、して頂きましてならば、公務員のほうでも或る時期になれば安心するということになるだろうと思ひます。はつきりした態度をお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) こう何回も何回も行政整理、行政機構改革ということをやつておつたのではないかんじやないかというお尋ねであります。その通りであります。今度の行政機構が非常に不十分で、改革が不十分でこれは直さなければならぬということ、私は決してこれだけでとどまらない、將來よく相談してもつと端的に行政簡素化をしなればならぬということ、これは、皆閣内でも一致しております。ただ時期、方法等についてはまだ具体的にいつまでおやりませんが、その前提としてこれだけでもやろうと、こういう考へでやつておるようなわけでありま

○國務大臣(野田卯一君) 大体今農林大臣から言われたような気持を持つものであります。

○松原一彦君 官房長がおいでになるようでありまして、従来農林省には次長というのが何人おつたのでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) 次長と名のつくのは水産庁を入れて八人でございまして。内局だけで申しますと農林経済局に一人、それから農地局に一人、食糧局に二人、林野局に三人でございまして。

○松原一彦君 野田さんも昨日お聞きであります。厚生省のほうでは次長を減らしたのです。削つた理由を聞きますと、本来次長は要らんものなんだ、次長がなくなれば課長の中の相当な人がこれを補つて行く、こういう厚生省の所管大臣のお答えでした。それから官房長も、厚生省は今度七局になりましてたけれども、官房長はないがどういうわけかというのを聞きまして、官房長というものは本来要らないもの、それは次官がこれをカバーして行くので、官房長は本来なくてもいいものなので、別に官制ではなくて、その必要があるときに法律でつくるのだというところで、これは非常に勇敢な行政整理、簡素化の具体的なものだと思つて敬服したのです。どうもこれをずつと全部を通じて見て、行政整理とか簡素化というものがどうも顯著なものを見出し得ない。私は増員も希望しないのです。削りたい希望です。国民もこれを希望しておるようですから、そういう意味で吉武氏は労働と厚生両省を持つておられて、両省共に官房長を置かない。官房長がないのは文部省とこの二省の三省だけです。身を以て実行してそれでよろしいと、次長のあつ

たのも切つた、こういう次第です。私はこれは非常に勇敢なやり方だと思つておるのです。相当困るだろうということは想像するのですが、私は厚生省を知つておりますから、これは厚生のこれほど勇敢に簡素化、整理をやつておられる。然るに農林省は今度次長を八人にして七人増員をしておられる。又官房長もちゃんと置いておられる。これは昨日も野田さんにも伺つたのですが、次長をこんなに置かなければならぬ意味はどこにあるのでしょうか。而も次長によつて農業協同組合の仕事を見て行くこととせられておつたのに今度はそこに農業協同組合監というものが入つて行っている。思ひ切つて次長を全廃するという御意思はないでしょうか。

○國務大臣(廣川弘禪君) あなたの御尋ねは、それは衆議院の修正案を御指摘のようでありまして、これはまだ衆議院のみで参議院で決定になっておりませんから、私、論を差控へません。が、原案は非常に減つて行っているはずで、この次長を置く、置かないはやはり仕事の分量を見てきませんといふかと思ひます。決して端的に全部なくするとかどうとかいふことでなく、やはり仕事の分量によつてやるのが本當だと思ひます。それから今度部長があつたところを部長を廃止して次長制にしたので、多分二つ三つ前より増えている。原案は減っているようでありまして、前回の次長制度と今度の次長制度とは違つておつて、部長がなくなつたから次長を置いた、こういうことじやないかと思ひます。

○松原一彦君 これも意見になります。が、私はそれでは同じ内閣の中におられて大臣の態度がまち／＼であつてはいかんと思ふ。こういうことは統一して思ひ切つて一つ簡素の実をお上げになるようにありたい希望を持つのです。成るべく上官は減らす、不自由をせられるでしようが、国民も不自由をして現況です。それで昨日も野田さんにその希望を申し上げたのですが、どうかでございようと思ひ切つた、多少血は出ましても、ずばりと切つたものを示しにしなければ簡素化にならない。

もう一つ伺ひますが、これはもうさつきから繰返す問題ですが、部を廃して監とすると問題は、これは最初から納得のできない問題としてこども、一つ、繰返してありますけれども、一つ、今の今までの部長がなくなつて今度は監という職名を持つた人がそこに現れたという技術的な面、これは了解しないではありませぬけれども、その下に現に課が付いておるのであります。極めて著しいものは統計のごとくものであります。七課一室が付いておる。その人が監と、従来の部が仮に監に變つて課が六つも七つも並列してありますが、これは行政の簡素化でも何でもないと申すのです。今までは中二階を取つて除けて局から課にというものであつたが、中二階をのけると言つてから半二階を置いたことと内容は同じなんです。看板を中二階と言ふも、半二階と言ふも、その段階においては違ひはしないし、むしろ際から見ると行政上の責任を負う部長が何だかばやけた監という行政責任を負えない一つのブロッコを持つておるといふたような形になつて、これは私は改悪だと思ふ。必要があれば私は部を復活

してもいいと思ふ。そのほうがむしろ筋が通る。筋の通らない改正は看板だけをあつちも書換へ、こつちと書換へても無駄な手間があり、名刺も変へなければならぬ、いろ／＼のもの、の文字も刷り直さなければならぬ。誠に無駄なことだと思ひます。できるならば実体の簡素化が欲しいので、かような名称の簡素化では意味をなさないと申すのであります。そういうような意味で、合せて更に行政整理の本當の骨髄に触れたものをおやりになることを十二分に御考慮願ひて、ただ取つて除けるというような期限付きの法律があつたためにということであつたならば、私も実はこの前衆議院時代にこの行政機構改革のときにこれを扱つた責任を持つものでありますけれども、これは議員の側から修正してもいいと思ふ。何も無理やり面目にこだわることはありませぬから、実の上のようにしなればならぬと思ふ。願わくばこれは私の希望意見になりますけれども、かような名目の整理は人を惑わし、困らせるものでありますから、実体の整理に触れられまして、必要のあるところはいきさつに拘泥しないで、我々の修正をお容れ頂きたいという希望を持つております。それを申し上げます。

○國務大臣(野田卯一君) 只今の点は全般の問題に亘りますので、私から一言だけ申し上げたいのでありますが、部を廃して監を置いたけれども、全然一緒ということはわれ／＼のほうとしては考へておらないのであります。觀念の切換へというものはなかなか／＼むずかしいということを私は痛感するので

が、一階と中二階と本二階があるのを中二階を取扱つて二階が局長、課長が一階でその二階の局長の脇机のところに監か或いは次長があるというふうな組織としては飽くまで中二階を取扱つておきたいと考えております。これはまだ今実行しておりませんので、実際どうなるかという点において多少の疑問がありますけれども、考え方としては局長のそばに監がいて補佐する。而も監というものは所掌等のはつきりきまつたもの、そういうものを置きまして、組織的には中二階を飽くまで取扱つておきたい。この点はまあやつてみるのとわかると思うのでありますが、まだ移り変りにつきましてはいろいろとほつきりしない点があると思ひます。が、考え方としてはそういう制度をすでに昔やつたこともあるのでございまして、いわゆる中二階を取扱つておきたい。この際としては飽くまで貫いて行きたい。同じことをするといふふうには持つて行かないで、あらゆる方法を講じて行きたいと、こういうふうな考えをしております。

○松原一彦君 まあ一つ拝見をいたしますが、実績を拝見いたしますが、併し野田長官昨日あなたお聞きになりました通りに或る大臣は、いや次長なんというものは要らんものだ、官房長も要らんものだというふうにしてそれを実行しておいでになる。或るところでは必要だといふのでお置きになるといつたようなことは、私は内閣としては方針に統一を欠くと思うのですが、これはどうなんですか。

○國務大臣(野田卯一君) その点につきましては昨日も厚生大臣が来られま

していろ／＼と答弁がありまして、私もよく聞いておりましたが、厚生大臣の所見は私にもだと思ひます。厚生省には今殆んど次長というものが無い。(松原一彦君)あります。(と述べ)で、御承知の医務局長に次長がある。(松原一彦君)あります。(と述べ)で、この医務局長の次長は、これは設けるときに私関係しておつたものだから、いきさつをよく知つておるのですが、お医者さんを以て局長にしたい、そうするとあそこには事務が多いからどうしてあんなつておるのであるが、最近の考え方といたしましては、技術官を以て局長としなければならぬというふうな局につきましては、若し事務を総括する必要があるとすれば、或いは次長という制度も一つの行き方だと思ひますが、同時に総務課長というものでありまして、で、技術官を非常な尊重し、技術官を局長にするという風習が建設省でもあるわけでありまして、建設省では技術官が局長になつておる局がありますが、そういうところではやはり同じ悩みといふますか、同じ不便がある。そういうのは総務課長というものを置きまして、事務的なことを総括してやつておられます。私はこれは非常に自分で経験いたしました、なか／＼いい制度だ、このほうがいいなという確信を持つておるわけでありまして、やつて御覧なさいと、これは次長より総務課長で、事務官の大きな人を総務課長に持つて行きますと、十分その間の調節がつく。又私の実験上そういう感じを持つております。

それから次長というものの制度全体をいたしましては、これは中二階なのであります。なか／＼使にくい点があるわけなのであります。従つて吉武君なんかまあ自分の経験上も次長なまなくなくて済む場合にはなくしたい。まあなくともいい場合にはできるだけなくしてやりたい。如何なる場合でもなくすというのではなくて、できるだけなくして参りたいという意見を持つております。これは我々も同感なんでありまして、ただ今回の農林省の場合におきましては、従来局自体が大きい。それから部を幾つも置いておつたという場合には課の数も多いわけでありまして、そういうところが一遍に部を取扱つてしまつと、そこに何となしに事務的に申しまして、一つのギャップができる虞れがある。そういうことは外部から来る人に不便を与える虞れがあるので、そこでその移り変りをできるだけ円滑に、そして行政上の不便を避けて行きたいという意味の慎重性からそこに行政というものを考えまして、若干の次長を置かれるというところになつたのであります。これも仕事をやつておるうちにだんだ／＼慣れて行けば、或いは局長と課長だけでできるかも知れませんが、我々もいたしまして、そういうことになれば結構だ、そういうことを期待しておるのであります。農林省で次長を置きまして、それから厚生大臣が次長をなしたのと、それから農林省の間に、私そんなに実質的な矛盾はない、気持は一致しておると思ひます。

それから官房長の問題であります。官房長も昔は官房長というものは

ありませんで、御承知のように一時は総務局長というものが各省に設けられておりました。そして総務局長を廃止した場合には官房長に移り、官房長というものを設けたと、従来こういう沿革があるわけでありまして、で、将来官房の持つておる仕事を漸次各局に分割して行くということになれば官房の仕事は減る。そういう事は官房長がなくなるといふ事象が出て来ると思ひます。その点につきましては、今後の行政機構のあり方として十分検討して行きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと皆さんに申し上げますが、農林大臣が所用のために退席したいといふことを申されておりますが、この際簡単ならば農林大臣に御質疑があつたら、如何ですか。

○成瀬清治君 この前まあ若干意見めいたことで補員委員が申されたわけですが、農林省としていろいろなことをやつて、最後に残るものは一つ農林省で行くなら、行政上統計というものが必要だからやろうじやないか。それからもう一つは農業改良局といふものが、農地改良局というやうなものが大體農林省の行政上根幹をなすものじやないかという見解を述べられたわけですが、そういうことに対して農林大臣は行政上何が柱をなしておるかといふことにつきましてのお考えを一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禎君) 農林省全般を見ると、これは非常に広い役所でございまして、日本の殆んど全般に関係しない所はないくらいに関係しております。又それと比例して重大な役所であ

ります。でありますから、柱もこれといった前提はできませんが、何本かの柱があることは事実であります。今度の農林経済局ですか、これなんかも一つの非常に大きな柱であり、或いは又改良局なんかもこれは無柱柱であります。それから又将来と言ひましても外国との交渉その他についての問題から言ひ、又真に農林行政を確立する上においては統計といふものが一つの大きな柱になることはお説の通りであります。それがどれといつてこれは捨てるものは殆んどないのであります。そういういたしますと、御指摘のやうなやうな統計調査といふやうなものが将来大きな柱になると、私はこう思つております。

○成瀬清治君 もう一点、イギリスのように食糧が非常にないところがやは食糧庁といふものが食糧省になつておるわけですが。そういうことについて検討をされたのだからと私は思ひますが、今回の機構改革やいろいろなものに絡み合つてそういうことについてはどういふふうな考えておりますか。

○國務大臣(廣川弘禎君) 食糧も米麦等に限定する場合の食糧と総合的な食糧の考えでは又違つて参ります。これを今のような何何何といふことで食糧を考へる場合と、カロリー計算によつてすべてのものを総合してやる場合とではおのづと違つて参ります。そういうやうなことからいたしまして、単に食糧庁を食糧省とするといふやうなことになるかと、これはもとより横の関連性を十分検討してやらないと間違があるのじやないかと思ひます。

○栗橋勉夫君 波多野委員との御問答の中に、今度の行政改革は一つの石を

打つた程度だけだという意味のお話があった。そうすると食糧庁を内局にするについて本格的には何か御政策、見通しその他を持っておられるのじやないか、見通しを付けてというお言葉があつたが、その見通しというものがどういうものであるかを御示し願ひたい、こう思うのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 食糧庁に對しての広汎な仕事はこれはあなたのよく御承知の通りでありまして、總予算面から行きましてこれは大きなものであります。それから又米麦その他のものを扱つておる關係から言ひまして、この農林省としては一番大きな仕事をしておるところであります。併し現在だん／＼砂糖、前には馬鈴薯、甘藷等もあり、又砂糖等も極く最近にこれははずれまして、それから又麦も大體統制から除かれます。併し麦に對しては相當量の複雑な仕事が残ることは事實であります、併し今までの仕事の分量よりもそういった面で減るといふことからいひ、又内部の内局に入られて次官その他と直結して事務をスムーズにするという考えから内局に入れてもいいのではないかと、こういう考え方があります。

○栗栖勉夫君 もう一つそれじや進んでお尋ねしますが、米の統制を撤廃するというような前提があるわけじやございませんか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 我が党は米麦共に統制をはずす方針でございますが、併し各委員、本會議等で私が説明いたしておる通り米については慎重に考えた、こう思つておりますので端的に今すぐこれをはずす、或いは何月幾日か

ちはずすという考えはございません。○栗栖勉夫君 そうしますと先ほど波多野委員に述べられました見通しの中には、この米というものはもとと慎重に考えるから入つておらんと解釈してよろしいんですか。

○國務大臣(廣川弘禪君) その通りでございます。

○栗栖勉夫君 どうも恐れ入りました。○竹下豐次君 現在局長の事務と次長の事務の關係はどういうことになつておりますか。ほかの言葉で申しますならば範圍ですね、局長の權限内のこと全部次長もやはり關係しておられることになつておりますか、或いは一部分を委任してやられるのか、どういふようなことになつておりますか、大変違ふと思つております。

○國務大臣(野田卯一君) 次長につきましてはその局々によりましてやり方が異なつておりました、局長の權限に屬する全体のことを委任させるといふにやつておるところもあり、或いは局長が取扱う事務の或る一定の部分だけを取扱ふという場合もありまして、そこに次長制に非常に弾力性があるのであります、個々の場合におきまして違ふ、こういうふうに御了承願ひます。

○竹下豐次君 次長にすつかり委任して次長限りでできるというふうなことはあります。

○國務大臣(野田卯一君) 私は局長決裁のもので比較的輕微なものは次長限りにしておることが、局長だけの裁量によりましてやつておる場合もあり得ると思ひます。

○竹下豐次君 私は大體次長の事務の範圍と、局長の事務の範圍とが同じ例が多いんじゃないか、そうしますと一階段下のものから申しますと、階段が多くなつておるだけで、それで以て却つて事務の滞滯を来すようなことが少くないのではないかと、これが一つの考え方でありまして、一方次長がおるがために局長が非常に忙しいときには、その補助の効果が上るといふ又利益面もあるということになり、又各省の状態によつてもいろいろ違ふのであります。事務の量によつても違ふのであります、私はなるべく階段を少くしたほうが事務能率を上げるといふのにはいいと思つてゐる。その点は厚生大臣の先ほどのお話と同じ意見を持つております。今度の改正案を見ましても先ほどから話しておりましたように課が非常に多い、それだけのものを局長一人ではな／＼治めきれないので次長も置かなければならぬ、次長だけで足りないからほかの監なども置かなければならぬといふようなことになつて非常に面倒になつておるわけでありまして、私は局長の權限内の仕事を次長に代決させて、それは局長はもとより責任を負わなければならぬとせんが、その委任事項をうんと多くするといふことになつて行きましたならば、局長の仕事も非常に楽になつて、そして目も届くようになる、そうしますとこの際同時にではできませんでしようが、追いかけて課の統合を思ひ切つておやりになるならば、別に監とかいふような御説明にお困りになるような、あなたがお困りにならないつもりでしようけれども、なか／＼通らないと思ひます。何遍も繰返さなければならぬだけお困りだろと思つております。

が、そういうものを置かないでも仕事は捌けるのではないかと、これが本當の行政の簡素化であつて、今度のように簡素化とおしやいますけれども、ところによつてはむしろ人が殖える、複雑になつて来る、簡素化の逆を行つておるような感じを与えられるような向きがないではないのであります。思ひ切つて次長の委任事項を局長がやつて、課を少くするといふことが必要ではないか、この際さういふふうな機構にするという壯をおきめになりますれば、昨日も御説明がありましたが、課の統合もやるといふお話でありましたが、それを促進する意味においても非常に効果がある、さうでないといふから又いつさういふふうな着手されるやうに議論も多しことだらうと思ひます。少くとも課長さんがきくらうことなどあります。反対意見も起つて来まして、うし、やはりさういふ段階で押して行かれることが必要ではないか、それについてはいい機会ではないか、かように考えますが、それについてどういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 非常に建設的な御意見を拝聴して我々全く同感であります、ただ方法といたしましては次長というものは恒久的に認めるかどうかといふことがありますが、私は次長といふものはむしろ経過的に考へておりました、局長制度、課長制度といふものが確立されたときには次長といふものは漸次消滅すべきものである、こういうふうにお考えしております。

それから中二階、これは課長が少し多い。今課が小さく分れ過ぎてしまつておる。従つて中二階が要るので、さうすると課を大粒の課にして、さうし

て局長と課長とが直結してやつて行けば容易にやれる態勢に行く、中には係でいいような課もあり得ます。ですからさういふのは漸次係に下げて行き、さうしてまたまりのある課にしたいと考へております。課については必ずしも次長とは同様に考へてはならないのです。これは我々の役所の始まつた頃からやつと行政の組織を見ますと、官の名前はやつておりましたが、一種の特殊な専門的な仕事を受持つ特殊な地位といふものがいろいろ／＼な制度に現れておるわけでありまして、これはさうと古くからあちこちに現れておるものであります、どうしてもさういふものを全部一般的に扱わないで何か特殊に扱わしめるものがあります。それについてそれによつてさういふ制度が昔からあるわけでありまして、従つて私も、官の制度といふものは、これを専門化する必要があると思つておりました、先ずその取扱ひには極めて慎重を要しますが、官の制度は例へば調査統計官といふようなものについては調査統計といふものが特に専門的知識を必要とし、又一般の行政に煩わされることな

く、又一般の行政のうちに始終變つていふようなことでも困る、一種の特殊性を持つておるだけに特殊性のやはり配慮が必要になるのじやないかと考へております。又今の建設省にある技監とは違ひますが、あれとや似たやうな制度が昔も随分あつたことがあ

る、さういふ制度については十分検討をして最も実態に即し、又行政能率全体の上を工夫をいたしたいと、かように考へておる次第であります。

○竹下豐次君 將來次長がなくなれば結構だといふお話ですが、私もさうだと

思つております。事務量から見ても昔と違つて非常に複雑になつて、その量も殖えております。併し急にはその時期は来ないのじやないか、こういう氣持がするのであります。それで局長を助けるほどの人が一人でも二人でもおるといふならば、まあこれは置くとしても、一人でたくさんだと思ひますが、私の見込ではそれにすつかり委任して、但し責任は、局長は委任した以上は、自分のすべきことを次長にやらせるから俺は責任は負わんというのでなく負う。そして次長も負わなければならぬ。両方で責任を負うという制度にしなればいけないと思つておりますけれども、先に申しますように、私は直進される今一番いいチャンスじやないかという氣持がございまして、更に申上げる次第であります。

○國務大臣(野田卯一君) 今次長の制度が出ましたが、私は自分で次長をやつたこともありまして、次長を使つたこともありまして、どうも私は自分の行政経験からいまして、次長という制度は余りよくないと思つております。これはどうも使ひにくいし、使われないかたはそうでないかもしれぬが、私は自分の経験から言つて突に使用にいく、これはやはり何か制度として中二階的な感じがする、やつぱり長い目で見て行けば、私の申しますのは局の中のことでございまして、課長さへしつかりしていただければ、ないほうがいい制度じやなからうか、こゝういふふうな考へておりますが、なお御意見があれば傾聴いたしたいと思つております。

○松原一彦君 昨日私は吉武さんのお

話を聞いておつて、初めは吉武さんの中のことにはよく御存じじやないのじやないかくらいに私は皮肉に突は聞いたのですが、併しあの意見は確かにいい意見だと思ふのです。そして今お話のようによ、技術局長を置いたら総務課長に有力な者を据えれば結構それでやつて行けるというところは非常にいい考へだと思ふ。官房長というものは実は官制の上にはないので、法律でそのために置くところとなつてゐるんですから、今の御意見のように、次長といつたようになまあ得ても知れんと言つちや悪いですが、中途半端なものを徒らに増加する。今回のごときは農林省は要らんといふものを委員が無理に押込んだ。それから建設省では技監は置いてはならんといふことで、非常にやかましい主張で技監といふものを取つてのけたので、これは建設省の技術屋陣営では非常に困つて失望してゐるんですが、あれは最高の技術屋の王様のようになつては言われておつたのです。ところが今回議員が立法院から農業改良局に技監を押し込んでゐる、同じ名称の技監を押し込んでゐる、甚だ御迷惑じやないかと思ふのです。それで行政整理は私は少し意見になりますけれども、思ひ切つてこゝういふ冗官を廃止しなければいかんと思ふ。昨日の吉武さんの意見のごとくに、総務課長というものの、少し次長よりも格の下つたような地位でも有能な人材を入れればこれで済む、官房などその総務課を置けばこれでよい、そゝういふようなことにしますといふとうんと人間の、実人員の整理がつく、無用の判を捺した階段を上つて行かなければならぬ手間も省ける。課長といふものが單なるいい加減な

のでなくして、非常に有能な人が課長におつて大きな課を統へて行く、私がなぜかように申すかといふと、近頃地方に行つて見るといふと小さい府県に部長が八人おつて、副知事がおつて、その下に、知事に君のところは何人課長がいるかと言へば、五十八人いるとか六十人いるとか言ふのですが、小さな府県に五十か六十人いるのです。課長は起案もしないのです。大きいぐるぐる廻る椅子に腰掛けてやはり課長様でおさまつてゐるんです。私は小さい府県であらういふように課を殖やす、私は知事に聞いたのです。課長の名前と顔を知つてゐるかと言つたら知れんと言ふのです。まあ我々は古い人間ですが、昔はもう三部とか大きくて四部、そして副知事はなかつた、課なんかといふのは極く少なくなつたのですが、今は小府県までが五十課、六十課で、そして課長はまあ起案もせんといふのが、もう大体課長クラスになつてゐる。Qに行つて見ますといふと大課長がいます。フーズアーでも課長さん、ワイリ、アムス氏もあれは課長です。而もタイピストが何か控えておつて極めて課員が少い、日本の行政簡素化といふものが、もつと思ひ切つた、かような実態の上の簡素化が何とか行われぬものであるうかといふことをしみる、思ふのです。この冗贅といふものは、このように大きい選挙などがありますといふと、知事が公選になりましたが、多少論功行賞によつて相当課が殖えたりすることがあるといふことをまあ耳にしてにがしく思ふのですが、一つ行政整理は吉田首相多年の御主張でもあるし、国民は役人の殖えることにも

う愛想をつかしてゐるんです。今度おやりになる場合におきましては、今のような私はことでなく、血が出てもいい、それは他の方面から救済することにして思ひ切つた一つ整理をおやりになる御意向はないか、又これではあんなに御満足じやなからうと思ふ、議員がこゝういふふうな立法の府から、行政府で要らんとするものまでも押込むなどというところは私はよろしくないと思ふ。人を殖やすといふようなことはこの点について御所見を伺いたい。

○國務大臣(野田卯一君) 松原さんの御意見私も全く極めて御尤もなことだと傾聴いたしております。行政整理も一遍にいゝゆる徹底的にやるといふところ、な困難な点もありますし、今回はこの程度の、現状ではこの程度が適當だといふことで、この次になお今後役所の仕事のやりつぶりとか、或いは法令の整理とかいふようなことを十分検討いたしまして、行政機構をできるだけ簡素化するように行きたい、こゝう考へております。

○松原一彦君 実は或る懇意な知事にそのことを話しましたが、君がたそゝういふふうに見ることは非常に君、それは表面に拘泥して見てゐるので、実は副知事といふのが部長で、部長といふのが課長なんだと、課長といふのは府県ではあれは係長なんだと、こんなことを言つて笑つておりましたが、その係長が実は起案もせん係長だといふことになりました、私は冗官だと思ふ。その点非常にその仕事に暇がある、許可とか認可とかいつたようなものが非常に暇がいつて国民の迷惑は甚だしいのであります。窓口が少くして段階が多過ぎる、これが私は今日の実情のよ

うに思ひます。中央で以て余ほど範を指示しなれんといふと、地方はこれを真似て、そゝうしてやたらに機構を拡大して冗官を置くといふ弊が今日目に見えます、目に余る感じがする。だから先ず中央が範を示す意味におきまして、私はこの次にはあなただも御同感のようでありまして、次長制なんといつたものはこれはもうやめてしまつて、課長にも職階制などで以て余りやかししいことを言わないで、有能なものについては局長級の給料が出るようにして待遇を厚くするのによろしい。課長は何か悪いから、課長には有能な人材がたぐさいるといふように、まあ今後は運営の上においてこゝういふことにならんように御考慮を頂きたいといふ私は希望を持つのです。課長が起案もせずになだたぐさん並んでゐるといふたようなことでは、私は国民はいい感情は持たん。まあこれは私の意見になりますけれども、御参考に供して頂くならば仕合せであります。

○栗橋越夫君 ちよつと農林当局に小さい問題ですがお尋ね申上げたいのですが、我々もどうも建設大臣と同じように、大蔵省をやつておつたりなんか合せて考へる癖がありますが、その癖で又お尋ねするのですが、今度の行政機構の改革は一般的に申しますと、予算その他について先ずまあそのまゝ大体持つて行くといふことでやるといふことなんです、併しこれは実行予算をいづれお立てになつて、そしてこれだけ節約ができるかといふようなことも、必はお尋ねしてみたい、これはすべての設置法の改正の法律案をきめる前に、思ふのです。ところで併しこ

の前問題になりました營林省の問題ですが、これは私はもうこの前大分議論が補見委員その他から出たのですが、なお附加えますけれども、木曾福島から長野へ持つて行くというようなことは、これは予算にも組んである。これは一般の交通その他の不便ということを考えますというまだわかるのですが、この前橋と福島ですね、その理論は筋がわかりますけれども、これを福島へ持つて帰ると相当の新規予算が要るのじゃないか、さつきは予算的のこととはというような極く漠としたお話がありました、実際はどういう関係になりますか、御説明願いたいと思うのです。

○政府委員(渡部伍良君) 前橋の營林局を福島に持つて行くことは先ほど大臣からお話申上げましたように、戦争の時に東京營林局を前橋に疎開して、そのままになつてゐるのであります。その後御料林を国有林の中へ編入したのに伴い營林局の管轄区域をいろいろ整理いたしました、あそこにあるよりも、又木材の需給関係から奥地林の開発ということが非常に問題になりました、御承知のように例の只見川上流の奥地林の開発が具体的に問題になつて来ておるのであります。従いましてこの前橋の營林局の所管のウエイトが前橋にあつたのでは非常に不便である、これは先ほど大臣が申上げました水系によつて營林局の管轄を整理して行く、そういう具体的な内容を持つておく、そういうふうな理由で福島に移すことになつた。この予算的な措置につきましては長野のように具体的にまだ予算面には計上しておりませんが、大蔵省と話し合ひをつけて予算的の措

置を講じて行く、こういうことになつております。従いましてこの次の補正予算、或いはもつと早くというわけにも行かんと思ひますが、この次の補正予算の中でそれが取上げられる、こういうことになると思ひます。

○栗橋勉夫君 その金額は一体幾らくらいですか。

○政府委員(渡部伍良君) 金額は只今私手許に持つておりませんので正確なことは申上げられませんが、あとで……

○栗橋勉夫君 それではその辺をお考えになつて国民の便、不便もありますけれども、趣意もわかりますけれども、日本の財政の現状とそれから今後の財政の見通しという点からこの際、こまでやらなければならんかどうかというのを只今一応お伺ひしたいと思ひましてお伺ひしたのですが、資料が出たときに又お伺ひすることにいたしたいと思ひます。

○成瀬權治君 ちよつと関連して……木曾福島から長野に移るのに大ざつぱに言つて約二億と聞いておるのですが、それも併せて資料としてお出しを願ひたい。

○三好始君 他に御質疑がなかつたらば今日はこの程度で……

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたしますが、本日はこの程度にとどめまして散会しようかと存じまするが、如何でございましょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに取計らいます。それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十四分散会